

(様式2)

京丹後市建築物耐震改修促進計画（案）の概要

○策定趣旨

京丹後市建築物耐震改修促進計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づき、本市における地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項を定めるもの。

はじめに

1 計画の位置づけ

(1) 計画の趣旨等

平成20年に策定したものを改定するもので、京都府建築物耐震改修促進計画に基づくとともに、京丹後市地域防災計画と整合を図る。

(2) 計画期間

平成29年度から平成38年度まで（10年間）

2 耐震化の必要性（過去の震災の教訓）

国全体で地域を問わず「いつどこで大地震が発生してもおかしくない状況」という認識が広まっている。

平成27年度末における市の住宅耐震化率は、京都府に比べ低い値となっている。

このような状況のもと、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、旧耐震基準で建てられた建築物を耐震化していく必要がある。

3 耐震改修促進法について

(1) 制定経過

平成7年に制定。平成17年及び平成25年に改正された。

(2) 所有者の責務

建築物の所有者が自ら耐震化に取り組むことが原則。

(3) 市の役割

京都府と連携し、建築物の所有者が耐震診断や耐震改修等を行いやすい環境整備や負担軽減のための取り組み、耐震化の普及啓発などの施策を講じる。

4 想定される地震の規模及び被害の状況

京丹後市地域防災計画（平成２９年３月改定）から想定を抜粋

京都府の「日本海における最大クラスの地震・津波による被害想定」から被害状況の
想定を抜粋

5 耐震化の現状

（１）住宅の耐震化の現状

住宅全体の耐震化率は、平成２７年度に６９．２％と、平成１９年度計画策定時の
６１．７％から７．５ポイント向上している。

（２）公共施設の耐震化の現状

市有の防災拠点となる公共施設等の、平成２９年７月時点での耐震化率は９１％と
なっている。

（３）多数の者が利用する建築物の耐震化の現状

国では平成２５年時点の耐震化率は８５％となっている。

第１ 市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 住宅の耐震化等の目標設定

（１）基本方針

- ア 地震時に市民の命を守ることを最優先として取り組む。
- イ 防災関係機関と連携を図り安全対策を促進する。
- ウ 現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない建築物の耐震化に取り組む。

（２）耐震化住宅の目標

- ア 耐震化率の目標 ８０％
- イ 目標年度 平成３８年度末

（３）計画の進行管理

適宜進捗状況を点検し計画の進行管理を行う。

2 多数の者が利用する建築物等の耐震化の目標

用途などを勘案し耐震診断及び耐震改修を促進する。

3 公共施設等の耐震化の目標

指定緊急避難所や指定避難所等の見直しや用途の廃止を含め重要な施設の耐震化の実
施を検討し、耐震化率の向上を図るよう努める。

4 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の目標

京都府では、耐震診断義務化道路を指定されている。

市では、防災上特に重要な役割を担う道路について、耐震診断義務化道路の指定を検討する。

第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

1 耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 市民の命を守るための施策の推進

住宅の耐震化のほか地震被害の軽減に向けた減災に関する取り組みを進める。

(2) 適切な役割分担

市は、京都府と連携して次のことにより耐震診断及び耐震改修を促進する。

ア 所有者等が安心して耐震改修等ができる環境を整備する。

イ 所有者等の耐震改修等にかかる負担を軽減する仕組みをつくる。

ウ 耐震化に係る啓発や知識の普及等を行う。

エ 努力義務が課されている所有者等に助言等を行う。

オ 京都府のほか地区と連携して取り組む。

2 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援

(1) 住宅の耐震診断の支援

(2) 住宅の耐震改修等への支援

(3) 住宅の改修支援（融資）情報提供

(4) 各種の住宅施策との連携

(5) 多数の者が利用する建築物の耐震診断・耐震改修の支援

3 安心して耐震改修を行うことができるようにするための整備環境

(1) 木造住宅耐震診断士の情報提供

(2) 耐震改修に係る情報発信

4 地震に備えた建築物の安全対策の推進

(1) 住宅の減災化への支援

(2) その他の地震に備えた取り組み

ア 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井の落下防止のための維持管理の啓発

イ ブロック塀の安全対策の普及啓発

ウ 大規模盛土造成マップによる地震時に倒壊等が発生しやすい場所の情報提供

第3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

京都府と連携し、建築物の地震に対する安全性の向上について普及・啓発を行う。

1 地震ハザードマップ等の活用

地震ハザードマップを作成し、普及啓発に努める。

京都府の地図情報システムの情報を提供する。

2 相談体制の整備

○相談窓口 建設部 都市計画・建築住宅課

3 広報紙等での周知啓発

(1) 広報紙、パンフレットの配布

(2) セミナー・講習会の協力

4 リフォームに合わせた耐震改修の誘導

第4 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく誘導等に係る所管行政等との連携に関する事項

所管行政庁である京都府の指導・助言等の実施に協力する。

第5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に必要な事項

京都府、市町村及び関係団体で組織される「京都府住宅耐震化促進連絡会議」を活用し、連携して、耐震化促進の啓蒙活動を実施する。

その他

改定について

平成29年10月に改定を予定。